

議第 5 号

高山市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

高山市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 7 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

退職手当を見直すため改正しようとする。

高山市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(高山市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 高山市職員の退職手当に関する条例(昭和36年高山市条例第10号)の一部を次のとおり改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～21 (略)</p> <p>22 当分の間、<u>20年以上35年以下</u>の期間勤続して退職した者(高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年高山市条例第19号。以下「条例第19号」という。)附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職したもの(第13条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。))を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の104</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>23 当分の間、<u>36年</u>の期間勤続して退職した者(条例第19号附則第6項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項に該当する退職をしたもの<u>(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)</u>に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額</u>とする。</p> <p>24～32 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～21 (略)</p> <p>22 当分の間、<u>35年以下</u>の期間勤続して退職した者(高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年高山市条例第19号。以下「条例第19号」という。)附則第5項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、第6条の7第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第22項」とする。</u></p> <p>23 当分の間、<u>36年以上42年以下</u>の期間勤続して退職した者(条例第19号附則第6項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>24～32 (略)</p>

(高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年高山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p>

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の高山市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の3第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和36年高山市条例第10号）附則第17項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び条例第44号附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに条例第44号附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の高山市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の3第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

<p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年をこえる者に対する退職手当の基本額は、<u>新条例第5条から第5条の3まで及び条例第44号附則第4項の規定にかかわらず</u>、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年をこえる者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8～10 (略)</p>
---	--

(高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年高山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (その他の経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当分の間、<u>44年</u>を超える期間勤続して退職した者で高山市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>附 則 (その他の経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当分の間、<u>42年</u>を超える期間勤続して退職した者で高山市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

(高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成17年高山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」</p>

という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の高山市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の高山市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条の3、附則第22項から第24項まで及び附則第26項から第29項まで、附則第9項の規定による改正前の高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年高山市条例第19号。以下この項及び第4項において「条例第19号」という。)附則第5項から第8項まで並びに附則第10項の規定による改正前の高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年高山市条例第9号。以下この項及び第4項において「条例第9号」という。)附則第3条第3項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条の3から第6条の7まで並びに附則第22項から第24項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第19号附則第5項から第8項まで並びに附則第10項の規定による改正後の条例第9号附則第3条第3項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手

という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の高山市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の高山市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条の3、附則第22項から第24項まで及び附則第26項から第29項まで、附則第9項の規定による改正前の高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年高山市条例第19号。以下この項及び第4項において「条例第19号」という。)附則第5項から第8項まで並びに附則第10項の規定による改正前の高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年高山市条例第9号。以下この項及び第4項において「条例第9号」という。)附則第3条第3項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職した者にあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下

当の額とする。

の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条の3から第6条の7まで並びに附則第22項から第24項まで、附則第6項、附則第7項、条例第19号附則第5項から第8項まで並びに条例第9号附則第3条第3項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～8 （略）

3～8 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（高山市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の高山市職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第22項（第3条の規定による改正後の高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3条第3項においてその例による場合を含む。）及び第23項の規定の適用については、新退職手当条例附則第22項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第5項（同条例附則第7項においてその例による場合を含む。）及び第6項の規定の適用については、同条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。